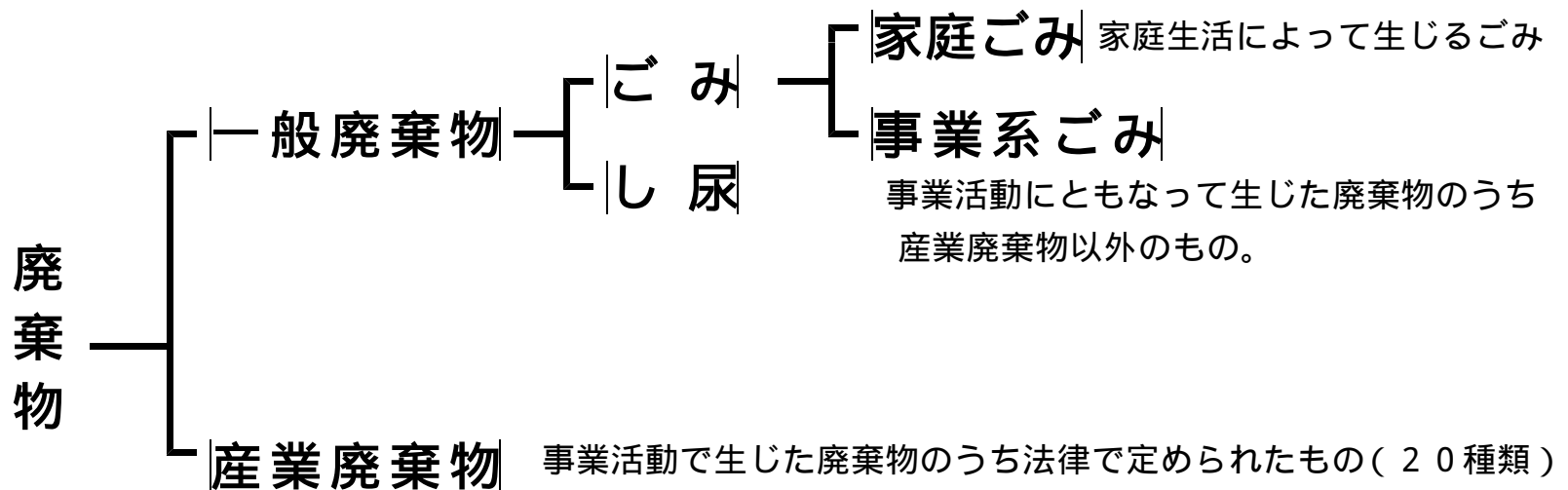


# ごみ焼却場へ搬入できる事業系ごみ

(1) 家庭ごみ 一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。

(2) 事業系ごみ 事業活動から生じた一般廃棄物をいう。

と条例に定義されています。



燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、紙くず（パルプ、新聞業、出版業、製本、印刷業、建設業）、木くず（木製品製造業、建設業）繊維くず（繊維工業、建設業）動植物性残さ（食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業）動物の糞尿、動物の死体（畜産農業）動物系固形不要物

## 事業系ごみの例

- 1 事業所、商店等から出る紙くず、梱包に使用した段ボール、茶殻等の雑ごみ
- 2 飲食店、従業員食堂から出る残飯、厨芥類
- 3 卸小売業から出る野菜くず、魚介類等
- 4 家庭生活から生じるものと同じ性状のもの。  
事務所や従業員食堂から出た、空き缶、空き瓶、湯飲み茶碗、ペットボトル、弁当がら。

以上のように町のごみ焼却場で受け入れる事業系ごみについては、ごく限られたものとなっています。

## 事業系ごみの分別

家庭ごみに準じた分別をお願いします。

## 資源物（古紙類、金属類、ビン類）

OA用紙、段ボール、空き缶、空きビンなど資源物は、資源回収業者に引き取りを依頼するなどして、できるだけ自己処理してください。